

## 返戻金制度について

被採用者が自己都合により入社後3ヶ月未満に退職した場合、退社時期に応じて、受領したコンサルティング料を、下記の表に従い可及的速やかに採用企業に返還するものとする。

| 退社時期      | 返還するコンサルティング料 |
|-----------|---------------|
| 入社から1ヶ月未満 | 90%           |
| 入社から3ヶ月未満 | 70%           |
| 入社から6ヶ月未満 | 50%           |

なお、被採用者が自己都合以外の理由で退職した場合（名目は自己都合であるが、本人の責に帰さない事由、採用時に定めた条件変更による事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合退職または本人の死亡等を含むが、これらに限られない）は、上記の報酬返還は適用されない。また、被採用者が、採用日以前に派遣などの形態で採用企業において職務遂行経験があった場合であっても、上記の報酬返還は適用されない。

以上